

事務所だより

第186号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

令和7年4月からの給付金(一)

Ⅱ 出生後休業支援給付金 Ⅱ

給付金(新設)の概要

子の出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合などは本人が)、14日以上の子の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」が最大28日間支給されます。

支給要件

- ①と②の要件を満たした場合に給付されます。
- ①対象期間(※)に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育児、または育児休業給付金が支給される育児休業を通算し14日以上取得したこと。
- ②被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日の

うち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上の子の育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること。

「配偶者の育児休業を要件としない場合」とは

子の出生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由(主に4、5、6のいずれか)に該当することとなりますので、配偶者(母親)の育児休業取得の有無は

要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含みます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合(育児休業給付の受給資格がない場合など)が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含みません。

支給額

計算式は次のとおりです。

支給額Ⅱ
休業開始時賃金日額×休業期間の日数(28日が上限)
×13%

なお、就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給は行われません。

(※)・被保険者が産後休業をしていない場合(被保険者が父親または子が養子の場合)は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。

・被保険者が産後休業をした場合(被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合)は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。

なお、令和7年4月1日より前から引き続き育児休業をしている場合は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」を「令和7年4月1日」として要件が確認されます。

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

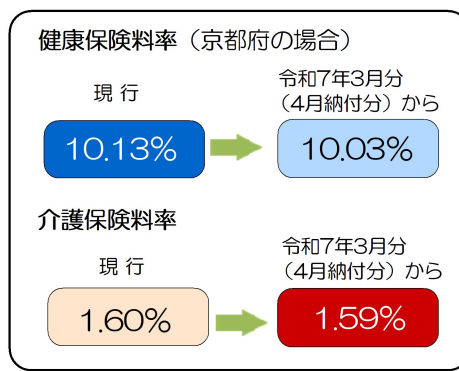
給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

協会けんぽの保険料率等が変わります

全国健康保険協会の保険料率は、一年ごとに都道府県単位で加入者の医療費に基づいて算出されています。本年3月分から適用される保険料率（京都府）は、次のとおりです。



・健康保険料率は0.10%引き下げとなります。
・介護保険料率は0.01%引き下げとなります。
・子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率（36%）を乗じて得た額の総額です。
いずれも令和7年4月納付分からです。

別表 令和7年度の雇用保険料率

	①+② 雇用保険料率	① 労働者負担	② 事業主負担
一般の事業	14.5/1000	5.5/1000	9/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	16.5/1000	6.5/1000	10/1000
建設の事業	17.5/1000	6.5/1000	11/1000

厚生労働省は、令和7年度の雇用保険料率を公開しました。

令和7年度の雇用保険料率

保険料額は、全国健康保険協会のホームページに掲載されている「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」を参照してください。

A 昨年4月から安全衛生教育の範囲が変更されていると聞きました。どのような内容を安全衛生教育として実施すればいいか教えてください。

雇入れ時の安全衛生教育

B 労働安全衛生法では職場での作業にまだ十分に慣れていない未熟練の労働者に対し、どのようにしたら職場で危険を回避し、安全に作業ができるかということについて、理解していただき、身につけてもらうために勤者に対して遅滞なく安全衛生教育をすることとしています。

以下の内容のうち、当該労働者が従事する業務に関することとなります。

- 1、機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 2、安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 3、作業手順に関すること。
- 4、作業開始時の点検に関すること。
- 5、当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 6、整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 7、事故時等における応急措置及び避難に関すること。
- 8、1～7に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

令和7年3月までの保険料から労働者負担・事業主負担ともに引き下げとなります。具体的には、別表をご覧ください。
なお、給与計算では、「4月1日以降に最初に到来する締め日により支給される給与」から、雇用保険料を改定後の料率で計算して控除することになりますので、ご注意ください。
（一例）
・3月15日締め、3月末日支給の場合

↓4月支給の給与から、改定後の料率で雇用保険料を控除します
・3月末日締め、4月20日支給の場合
↓5月支給の給与から、改定後の料率で雇用保険料を控除します
10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用し

3月の労務手続
「提出先・納付先」

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-503
TEL・075-611-5300
FAX・075-644-6922
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

先月の降雪日は、いかが過ぎられましたか。極寒の北極の寒気が日本に流れ込みやすくなつて冬が寒くなるという現象は、地球温暖化現象の一環だそうです。

（ぎん）

た労働者がいる場合）
「公共職業安定所」
17日まで
○所得税の確定申告受付
「税務署」
3月31日
○健保・厚生保険料の納付
「郵便局または銀行」
○健康保険印紙保険料受払等報告書の提出「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」